

海外から帰国なされた患者様の受診について

黄区分あるいは赤区分の国へ渡航され、厚生労働省の定める入国時検疫検査で待機期間が指示されている方については待機期間が終了するまでは受診をお受けすることができません。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

国立病院機構箱根病院 院長 今井 富裕